

高野町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

和歌山県伊都郡高野町

目 次

1. 基本的な事項	- 1 -
(1) 高野町の概況	- 1 -
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	- 1 -
イ 過疎の状況	- 2 -
ウ 社会経済的発展の方向の概要	- 2 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	- 3 -
(3) 市町村行財政の状況	- 4 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	- 6 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	- 8 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 8 -
(7) 計画期間	- 8 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 8 -
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 8 -
(1) 現況と問題点	- 8 -
(2) その対策	- 9 -
(3) 計画	- 10 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 10 -
3. 産業の振興	- 10 -
(1) 現況と問題点	- 11 -
(2) その対策	- 12 -
(3) 計画	- 13 -
(4) 産業振興促進事項	- 15 -
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	- 15 -
4. 地域における情報化	- 15 -
(1) 現況と問題点	- 15 -
(2) その対策	- 15 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 17 -
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	- 17 -
(1) 現況と問題点	- 17 -
(2) その対策	- 18 -
(3) 計画	- 19 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 21 -
6. 生活環境の整備	- 21 -
(1) 現況と問題点	- 21 -
(2) その対策	- 23 -
(3) 計画	- 24 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 25 -
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健増進及び福祉の向上	- 25 -
(1) 現況と問題点	- 25 -

(2) その対策	- 26 -
(3) 計画	- 26 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 29 -
8. 医療の確保	- 29 -
(1) 現況と問題点	- 29 -
(2) その対策	- 29 -
(3) 計画	- 30 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 30 -
9. 教育の振興	- 30 -
(1) 現況と問題点	- 31 -
(2) その対策	- 32 -
(3) 計画	- 32 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 33 -
10. 集落の整備	- 33 -
(1) 現況と問題点	- 33 -
(2) その対策	- 34 -
(3) 計画	- 34 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 34 -
11. 地域文化の振興等	- 35 -
(1) 現況と問題点	- 35 -
(2) その対策	- 35 -
(3) 計画	- 35 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 35 -
12. 地域再生エネルギーの利用の促進	- 36 -
(1) 現況と問題点	- 36 -
(2) その対策	- 36 -
(3) 計画	- 36 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 36 -
13. その他地域の持続的発展に対し必要な事項	- 37 -
(1) 現況と問題点	- 37 -
(2) その対策	- 37 -
(3) 計画	- 37 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 37 -
添付 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	- 38 -

1. 基本的な事項

(1) 高野町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的)

本町は、和歌山県の北東部、伊都郡の南東高地にあり、東経 135 度 35 分、北緯 34 度 12 分（役場）に位置している。

また本町の地形は、最高峰の陣ヶ峰を始めとする標高 1,000m 前後の高い山々が点在して高野山地を形成しており、町域の 70.6% が標高 600m 以上の高地で、かつ、傾斜度 30° 以上の急斜地が 88.2% を占め、町内の峰々を源流とした紀の川水系と有田川水系の 4 つの河川が町内を流れており、これらの川に沿っていくつもの狭い平地を形成する谷密度の高い地形となっている。

基幹集落である高野山は、町の中央部の標高 800m から 850m の山上台地にあり、その周辺の山間地には大小の集落が点在している。富貴集落は町の東端部の標高約 600m の山上盆地にあり街区の周囲に高原農地が広がっている。

高野山周辺は、年平均気温が 10℃ 程度と紀の川沿いの平地と比較して約 5℃ も低く、冬季には最低気温が -10℃ 前後となり、年間降雨量は 2,000mm 程度である。

降雪は県内で最も多い地域であり、最深積雪は例年 30cm 前後で、路面の凍結により交通に支障をきたすほか、時として山林の冠雪害や農作物の凍害が発生することがある。

(歴史的)

「高野」の地名が史料に表れるのは弘仁 7 (816) 年、空海（弘法大師）が、真言密教修禪の道場の地として嵯峨天皇より下賜され、ここに「高野」の歴史が始まった。

明治 21 (1888) 年の大火を契機に山内寺院の統廃合が進み、この大火による廃寺跡に麓から上ってきた村人が住み始めるようになり、参詣者相手の店を開くなど、明治 20 年代には寺院の間に町屋が並ぶ現在の町並みの原型が出現した。

そして明治 39 (1906) 年、山規の廃止による女人禁制の解禁とあいまって、参詣者の増加が山内への住民の居住をさらに促し、庶民の町としての形態が備わり世界に類のない寺内町としての居住形態が出来上がっていった。

一方、周辺の集落は、高野山の発展とともに農林業及び農村型手工業を基盤として山上の経済を側面から支えながら、いくつかの集落は時代の変遷とともに高野参詣の宿場町、街道の拠点として発展してきた。また、富貴地区は高野・熊野・大峰山参詣の交通の要衝に位置し、古くから宿場町として、また物資の中継地として繁栄してきた。

しかし、明治 2 年の版籍奉還及びそれに引き続く廃藩置県により、高野山領は県の管轄となり、明治 6 年には 3,000 ヘクタールの寺有林も返上するに至り、それまで隆盛を誇った高野山は急速にその経済基盤を失っていった。

明治 22 年には、高野山と周辺 13 ヶ村が合併し高野村に、東・西富貴及び上・中・下筒香が合併し富貴村が誕生した。そして昭和 3 年高野村に町制を施行し高野町となり、昭和 33 年町村合併促進法により富貴村と合併し、現高野町が誕生した。

平成 16 (2004) 年 7 月には、和歌山県、奈良県、三重県にまたがる霊場・社寺・参詣道が『紀伊山地の霊場と参詣道』として世界遺産に認定登録され、また平成 28 (2016) 年に、女人道・黒河

道・京大坂道不動坂が世界遺産に追加登録されたことにより海外からの観光客が増加している。

令和2年（2020年）より世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症により、観光客、特にインバウンド等の外国人観光客の人数が激減し、厳しい状況であったが、新型コロナウイルス感染症の第5類引き下げにより、令和6年現在観光客の数もコロナ禍前の人数に戻りつつある。

（社会的）

町域は東西約22km、南北約12kmの広がりを持ち、総面積は137.03k㎡で、北部は九度山町・橋本市と南西部はかつらぎ町と南東部は奈良県と接している。

町の中心集落である高野山には、役場・診療所・銀行・保育所・小中学校・高等学校・大学など行政・社会・教育・文化施設及び商店等の都市機能が集約されている。もうひとつの基幹集落富貴地区も高野山より規模は小さく、住民の生活に必要な機能が集約していたが、徐々にその機能が失われてきている。また、周辺の集落は山間地という地理的条件に加え、地場産業である1次産業の衰退により人口の減少、過疎化高齢化が進み集落としての機能を維持できなくなっている。

中心集落の高野山から近畿圏の中心都市大阪市へバス・鉄道で約2時間10分、県庁所在地和歌山市へはバス・鉄道で約2時間30分、隣接する橋本市中心部までは自動車で50分、バス・鉄道で1時間の距離にある。また、富貴集落から五条市中心部までは自動車で30分、バスで50分の距離にある。

（経済的）

本町の就業人口は1,565人（総人口の52.7%）で、各産業別の就業率は、第1次産業3.6%、第2次産業11.3%、第3次産業83.9%で、高野山を中心とした観光関連のサービス業、小売業が町の経済の要としての役割を果たしている。また、第1次産業の中心的産品であるコウヤマキや、第2次産業の中心的産品であるごま豆腐や焼き餅などの食品製造、線香、位牌の製造など、産業の多くが高野山参詣客に大きく依存している。

イ 過疎の状況

本町は、基幹集落の高野山をはじめ周辺に点在する集落のほとんどが急峻な山岳地帯にあるという地理的特性からくる交通事情や林業の衰退、都市生活への憧れ等から人口の流出がつづき昭和30年代から過疎化が進んだ。特に昭和40年から昭和45年にかけての5年間で17.0%、平成7年から平成12年にかけての5年間で16.1%減少したのをはじめ、昭和35年には9,324人だった人口が令和2年には2,970人と半減以下となり急速に過疎化が進んでいる。

令和2年の総人口に対する65歳以上の高齢者の割合は41.1%と高く、19集落のうち5つの集落ではこの率が90%を超えている。

また、近年の高齢化により水源の管理や里道の維持管理等、日常生活に最低限必要な集落機能の維持活動ができなくなっている。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の主な産業は、世界遺産に登録された「高野山」を中心とした観光産業と農林業である。

観光産業をみると世界遺産に登録された平成16年をピークに入り込み客数が一時的に増加したものの、宿泊客は減少している。観光産業を活性化し、もともと観光産業と連携することで成り立ってきた農林業や製造業との連携を更に進めることで、高野山を中心とした小さな経済圏、生活圏を確立し、安心して安全に暮らすことができる環境を整備することにより定住人口の増加を図ることが必要である。今後は定住人口だけでなく、関係人口の増加を図っていく必要がある。総務省主導のふるさと

住民登録制度を活用し、高野町の観光人口・交流人口を増やし最終的に定住人口の増加を図り、都市部との人材交流等を進め、高野町への新たな人の流れを創出する。

また、農林業の経営規模は零細で従事者の高齢化により生産性も低下している。ホップ栽培や土壌改良を行った菌体資材で高原野菜や薬用野菜を育成し、関係人口や交流人口を増やし、都市との交流を進めるとともに、空き家を活用した二地域居住の仕組みづくりや I・J・U ターンを増やし農林業の担い手を育成していくことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町における人口の推移と動向を見てみると、昭和 35 年国勢調査人口 9,324 人が平成 22 年には 3,975 人、平成 27 年には 3,352 人、令和 2 年には 2,970 人とさらに減少しており住民基本台帳によると令和 7 年には 2,600 人となっている。特に若年層の減少が顕著で、14 歳以下の人口は昭和 35 年の 2,734 人が、令和 2 年には 227 人と 10 分の 1 以下にまで減少し、15 歳～29 歳の人口も昭和 35 年の 2,318 人が、令和 2 年には 387 人と減少している。

なお、表 1-1 にあるとおり人口シミュレーションと現実の人口については乖離が発生しており、人口の見直しについて見直しが必要となっているが、長期総合計画の見直しに併せ、人口ビジョンの見直しも実施することとする。

本町における産業構造を就業人口から見ると、総就業人口で昭和 35 年の 4,318 人から令和 2 年の 1,565 人と約 6 割以上減少している。産業別に見ると、第 1 次産業は調査年次ごとに減少しており、昭和 35 年の 1,632 人が令和 2 年には 56 人と大幅に減少している。第 2 次産業も昭和 40 年の 900 人をピークに減少を続けており令和 2 年には 177 人まで減少している。第 3 次産業はほぼ横ばいであるが、平成 27 年は増加しており、平成 27 年には総就業人口の 8 割が第 3 次産業に就業し総就業人口に占める割合が年々大きくなっている。

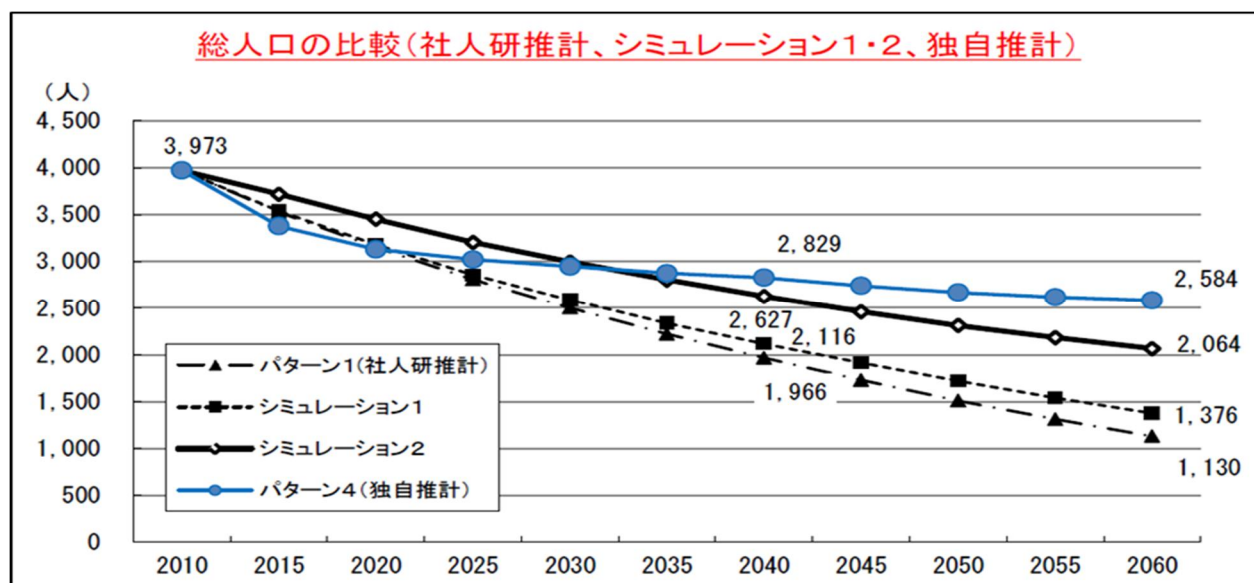
このことから、本町の産業構造が、林業を中心とした第 1 次産業主体の構造から、「高野山」の参拝者・観光客をターゲットとした観光関連のサービス業、小売業などの第 3 次産業主体の構造に変遷している。このように第 3 次産業が経済の要としての役割を果たしており、その比重が年々高まっている現状である。

また、第 1 次産業の中心的産品であるコウヤマキや、第 2 次産業の中心的産品であるごま豆腐や焼き餅などの食品製造、線香、位牌の製造など、産業の多くが高野山参拝者・観光客に大きく依存しており、今後は本町がもつ歴史や文化、自然等あらゆる資源を最大限に活用した総合産業としての観光の振興を推進することが課題である。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,324	人 7,521	% △ 19.3	人 6,611	% △ 12.1	人 4,632	% △ 29.9	人 3,352	% △ 27.6	人 2,970	% △ 11.4
0歳～14歳	2,737	1,329	△ 51.4	798	△ 40.0	337	△ 57.8	242	△ 28.2	248	2.5
15歳～64歳	5,902	5,203	△ 11.8	4,632	△ 11.0	2,799	△ 39.6	1,798	△ 35.8	1,502	△ 16.5
内15歳～ 29歳 (a)	2,318	2,001	△ 13.7	2,014	0.6	974	△ 51.6	498	△ 48.9	387	△ 22.3
65歳以上 (b)	685	989	44.4	1,181	19.4	1,496	26.7	1,304	△ 12.8	1,220	△ 6.4
(a)/総数 若年者比較	24.9%	26.6%	—	30.5%	—	21.0%	—	14.9%	—	13.0%	—
(b)/総数 高齢者比較	7.3%	13.1%	—	17.9%	—	32.3%	—	38.9%	—	41.1%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



(3) 市町村行財政の状況

本町の特徴として山間地に集落が点在することから、集落を結ぶ道路がまさしくライフラインとなっているが改修や改良の必要な道路が多く、維持管理経費も増え続けている。上下水道の整備も都市部に比べると大きく遅れており、高齢化により飲料水の水源管理ができなくなっている集落もあるため町が委託した管理者に管理を依頼し維持している。

財政状況について、歳出総額は、平成 22 年度の 3,817,154 千円から比較すると令和 2 年度は 4,427,735 千円と増加し、財政規模は徐々に拡大しているといえる。これは令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の流行により定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等により歳入歳出ともに増加したことに起因する。

行財政改革を行った結果、実質公債費比率は平成 22 年度の 11.6%から令和 2 年度には 4.8%に減少、また将来負担比率も平成 22 年度の 18.9%から平成 25 年度以降は継続して 0%以下で推移するなど、健全化の指標となる指数についてはおおむね良好な数値である。これは平成 30 年度にはふるさと寄附金により財政規模のほぼ 2 倍の基金を積み立てることができたことも大きな要因となっているが、単年度の収支でとらえれば、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税などを中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表す数値である経常収支比率は微増減を繰り返しており、ふるさと寄附基金を除けば、臨時的な財政需要に対して柔軟に対応できる余裕がほとんどないのが現状である。

本計画事業の安定的な実施や新たな行政課題に対応するためにも、一層の経常経費の抑制や自主財源の確保などにより、財政構造の弾力性を高めていくことが求められる。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	4,050,795	4,399,128	4,582,814
一般財源	2,414,771	2,418,360	2,430,367
国庫支出金	377,126	374,453	846,104
都道府県支出金	177,702	142,985	137,066
地方債	420,561	414,157	243,352
うち過疎債	40,900	197,200	116,400
その他	660,635	1,049,173	925,925
歳出総額 B	3,817,154	4,222,456	4,427,735
義務的経費	1,388,539	1,335,060	1,340,740
投資的経費	672,328	790,541	471,151
うち普通建設事業	641,374	619,264	409,866
その他	1,756,287	2,096,855	2,205,978
過疎対策事業費	58,403	354,055	385,636
歳入歳出差引額 C (A-B)	233,641	176,672	155,079
翌年度へ繰越すべき財源 D	34,029	12,147	27,639
実質収支 C-D	199,612	164,525	127,440
財政力指数	0.220	0.190	0.210
公債費負担比率	14.100	—	—
実質公債費比率	11.600	7.700	4.800
起債制限比率	18.900	—	—
経常収支比率	89.700	90.400	88.400
将来負担比率	18.900	—	—
地方債現在高	3,546,293	3,301,594	3,319,076

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年 度末
市町村道					
改良率 (%)	24.3	25.3	26.6	28.2	28.8
舗装率 (%)	48.2	61.0	66.9	71.5	71.9
農 道					
延長 (m)	13551.0	13551.0	13551.0	13551.0	13551.0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	71.0	57.3	46.9	—	—
林 道					
延長 (m)				45758.0	45,453
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	8.0	6.8	4.1	—	—
水道普及率 (%)	58.7	66.3	79.6	99.1	87.2
水洗化率 (%)	47.2	65.6	76.7	85.5	88.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8	9	9	11	1

(4) 地域の持続的発展の基本方針

高野山は、弘法大師空海が開いた真言密教の聖地であり、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された、世界的にも稀有な歴史・文化・自然の宝庫である。しかし、素晴らしい資源を持つ一方で、他の多くの地方自治体と同様に、少子高齢化、人口減少、産業の停滞といった深刻な課題に直面している。

本基本方針は、高野町が直面する課題を克服し、持続的な発展を遂げるための指針となるものである。高野町が持つ唯一無二の魅力を最大限に活かし、地域住民が安心して心豊かに暮らし続けられる「心のふるさと」を未来に引き継ぐことを目指す。

基本理念：歴史と文化を守り、交流が育む「心のふるさと高野町」

高野町は、単なる観光地ではなく、1200年の歴史を持つ宗教環境都市であり、この歴史と文化を尊重し、未来へと継承していくことが、まちづくりの根幹となる。また、年間140万人以上が訪れる国内外の来訪者と町民、そして世代を超えた住民同士の交流を活性化させることで、地域に新たな活力を生み出す。この「歴史・文化・交流」の好循環が、高野町を「心のふるさと」として、住民だけでなく来訪者にとっても特別な場所にしていく。

3つの基本方針と具体的施策

●方針1：歴史と文化を核とした「交流の創出と持続可能な観光」の推進

高野町の最大の強みである世界遺産という文化資源を、単なる観光の対象として消費するのではなく、その価値を深く理解してもらうための取り組みを強化する。

・多角的な観光コンテンツの開発

寺社仏閣巡りに加え、高野山に息づく自然（森林セラピーなど）、精進料理をはじめとする食文化、伝統工芸品など、多様な資源を活かした体験型プログラムの開発を支援する。VRやARなどのデジタル技術を導入し、文化資源の歴史背景や魅力を深く知ることができるコンテンツ等の開発の支援を行う。

・長期滞在・リピーターの獲得

滞在型観光を促進するため、宿坊を核とした宿泊施設の魅力向上を図るとともに、地域住民との交流イベントやボランティア活動への参加機会を創出し、リピーターを増やす。

・多言語対応とインフラ整備

世界中からの来訪者に対応できるよう、多言語での情報提供、Wi-Fi環境の整備、案内標識の改善などを進め、誰もが快適に過ごせる環境を整える。

●方針2：住民が安心して暮らせる「住みたい・住み続けたいまち」の実現

人口減少の課題に真正面から向き合い、住民が安心して、生きがいを持って暮らせる社会基盤を築く。

・移住・定住促進の強化

高野町の豊かな自然環境や独自のコミュニティに魅力を感じる若者世代や子育て世代を呼び込むため、空き家バンクの整備・活用を推進する。また、移住希望者への仕事や住居に関する情報提供をワンストップで行う体制を構築する。

・高齢者支援と地域コミュニティの活性化

高齢者が安心して暮らせるよう、医療・福祉サービスの充実はもちろん、高齢者と若者が交流できる場を学びの杜等に設け、孤立を防ぐ。町民同士が支え合う「互助・共助」の精神を育み、地域のつながりを強化する取り組みである「高野ふれ愛講 TSUNAG」やサロン活動、「地域食堂（こども食堂）」等の活動を支援する。

- ・生活インフラの維持と向上

公共交通の維持・改善や、商店の活性化など、日常生活を支えるインフラを強化する。また、災害に強く、安全・安心なまちづくりを計画的に進める。

●方針3：地域の持続的な成長を支える「産業の多角化と雇用創出」

観光だけに依存しない、多様な産業の育成と雇用の創出を図ることで、地域経済の安定と自立を目指す。

- ・地域資源を活かした新産業の創出

高野町の清らかな水や豊かな森林といった自然資源、そして歴史的な文化資源を活かした、新たな産業を創出する。クラフトビール「天空般若・天空高野」に代表される高野町産の農産物等を利用したブランド品の開発支援、森林セラピーやウェルネスツーリズムといった健康・癒しに関連する産業の育成などを目指す。

- ・中小企業・事業者の支援

地域の中小事業者や農家・林業家・事業者が新しい挑戦をしやすいうよう、経営改善や新たな事業展開に関する相談窓口を強化する。

- ・多様な働き方の推進

地域での起業を支援するとともに、テレワークや副業といった多様な働き方を推進することで、若者や女性が働きやすい環境を整備し、雇用の選択肢を広げる。

計画の推進体制

これらの基本方針を実効性のあるものにするためには、行政だけでなく、地域住民、観光事業者、寺院、NPO 法人など、高野町に関わる全てのステークホルダーが連携し、一体となって取り組むことが不可欠である。

住民参加の促進：町民一人ひとりが、まちづくりの主体者であるという意識を持つよう、意見交換会やワークショップを定期的に開催し、計画の進捗を共有する。

民間活力の導入：行政だけでは限界がある分野については、民間企業の専門性やノウハウを積極的に活用する。

情報発信の強化：高野町の魅力を町内外に積極的に発信し、移住者や新たな事業を求める人材を呼び込むためのPR活動を展開する。

本基本方針の実現に向け、高野町の唯一無二の魅力を活かし、未来へつなぐための挑戦を力強く進めていくものとする。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づいた施策を進めていく中で、本町では 2040 年に 2,400 人の人口の規模を維持するため、子育てしやすいまちとして環境を整備しつつ、令和 12 年度末に合計特殊出生率を 1.8 まで回復し、それ以降も同水準を維持する。また令和 3 年度年以降、毎年 2 家族（30 歳代後半の夫婦と小学生の子ども 2 人の 4 人家族を想定）の転入増及び U・I ターン等の移住者を毎年 14 人による転入増を見込むことで令和 12 年度末の人口は 2,600 人の維持を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

地方創生計画における「まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略」に記載している事業内容と同様のため地方創生評価検証委員会にて計画の達成状況の評価検証を年 2 回実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画の全ての公共施設等の配置や管理・運営については、平成 28 年 3 月に策定した「高野町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本的な方針では「単独での新規施設の建築は実施せず原則複合施設とする」「人口動向や住民ニーズの変化に併せ施設の総量を削減または施設の用途や機能を変更」「将来人口の推移や財政状況を見据えた適切な維持管理」「計画的な修繕を行いライフサイクルコストの削減」にのっとり推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口ビジョンから見た本町の大きな問題は、昭和 30 年以降人口減少に歯止めがかかっていないことである。特に、15 歳から 24 歳までの若者の転出が多くなっており、高齢者人口の割合は今後も上昇していくことになる。このように、本町の人口減少と高齢化の進行は、全国的に見ても深刻な状況にあり、これらが生み出す諸課題に立ち向かっていくことは、これから人口減少時代を迎える全国各地の自治体に先鞭をつける取り組みとなることを認識し、町民が「こころを一つ」にしてまちづくりに取り組んでいかなければならない。そのため定住し続けていただけるよう住宅購入の補助金を継続して実施しつつ、子どもを育てる親のニーズに応える支援制度やサービスの充実、社会に貢献する人材を育てる教育環境や学習機会の創出、そして子どもたちの成長を地域社会が見守り、支援する体制を強化する必要がある。また、移住者向けの住宅改修補助や、お試し住宅の整備などを行い、移住後にすぐに生活ができる環境を整えるため空き家の登録を促進する。同時に地域おこし協力隊制度を充分活用し地域活性化・人材育成に取り組みながら、地域間交流を促進させるためのインフラ整備に取り組むことで各集落を維持していくことを基本方針とする。また集落機能の担い手を確保し、過疎地域の活性化を図るため、都市部からの移住や都市住民と農山漁村住民との交流を推進する。

(1) 現況と問題点

人口の推移と動向を見てみると、昭和 35 年国勢調査人口 9,324 人が平成 22 年には 3,975 人と半減以下、平成 27 年には 3,352 人とさらに減少。特に若年層の減少が顕著で、14 歳以下の人口は昭和 35 年の 2,734 人が、平成 27 年には 242 人と 10 分の 1 以下にまで減少し、15 歳～29 歳の人口

も昭和 35 年の 2,318 人が、令和 2 年には 367 人と減少しており、住民基本台帳によると令和 7 年には高野町の人口は 2,641 人となっている。

10 歳代後半から 20 歳代前半にかけての進学・就職に伴う転出が継続しており、高校進学、大学進学における地理的条件を考慮するとやむを得ない状況である。また若年世代の町内居住率の低下傾向は続いており、就労の場の確保や住みやすいまちづくりを通じて、若年世代の転出に歯止めをかけることが求められる。

地域の現況として「高野山」と「富貴」の 2 集落を基幹集落として周辺集落との間でかつて機能していた生活圏を再生することにより、医療や生活交通、日用品の購入など日常生活機能を確保し、地域内で安心して日常生活ができる仕組みづくりを行なうとともに、地域資源を活用した活性化や産業振興に総合的に取り組むことにより地域内で経済がまわる仕組みをつくるなど、集落機能の維持と地域の活性化を積極的に推進する必要がある。

本町内のいくつかの集落では、人口の流出や高齢化により、集落機能を維持できなくなっている。今後同じような集落が増えると予想されることから、高野町を支えてきた多様な文化や伝統が消えてしまうことが危惧される。このため、集落機能の維持、伝統文化の継承、地場産業の担い手を確保し、地域の活性化を図るため、移住交流を推進する必要がある。

さらに地域おこし協力隊制度は従来から導入しているが定住者が少なく、活動中に起業や就職ができる環境を整備することや、集落支援員制度を積極的に活用する必要がある。

人材育成について、地域の課題を見出し、解決に導くサポート役として、地域担当職員を配置しているが、義務的に行動するのではなく柔軟性をもって活動できる人材を育成する必要がある。

加え、時代の流れに対応したワーケーション事業の推進に向けた ICT 環境の整備が急務である。

(2) その対策

移住定住施策として、移住相談センターの充実を図り移住希望者のニーズに即座に対応できるよう相談体制を整備する。また引き続き子育て支援施策を充実し、出産報奨金や児童給付金をはじめ、保育・幼児教育・義務教育の無償化等、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組む。加え、子育て中の親が孤立しないよう、子育て支援センターを通して、各種情報発信や保護者同士の交流の促進、相談支援の充実を図る。併せて、学童保育を開設し、放課後の児童の居場所づくりに取り組む。

地域間交流施策として、富貴、高野山間の交通体系を改めて検討を開始し、ニーズに応じていけるための調査を行う。同時に、ふるさと教育として高野山地域と富貴地域住民が相互に行き来できるような行事や教室を開催する。

人材育成施策として、国の支援を存分に活用し、地域課題に対応できる人材を育成する。また、人材派遣制度を活用し、違った視点から課題の解決策を見出せる人と共に職員が成長できるよう取り組んでいく。

ワーケーションの対応として遊休施設を活用し利用者のニーズに沿った環境整備を行うことで、将来的に移住へとつなげていく。

設定目標：新規移住者数 毎年 2 人 1 世帯

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住定住	お試し住宅整備事業	高野町	
		ワーケーション促進事業 (整備工事)	高野町	
	(2) 地域間交流	農山村交流施設改修事業 (山の学校改修)	高野町	
		移住・都市との交流推進のための空き家活用事業 (調査及び改修経費補助)	高野町	
	(4) 過疎地域 持続的発展特別事業 移住定住	定住促進のための住宅等 住環境整備事業（改修、 定住促進補助等）	高野町	移住者への住宅取得時の負担軽減措置及び定住者の住宅購入費用を負担することで移住定住者を増やす。
		地域おこし協力隊事業	高野町	地域おこし協力隊を導入することで地域により密着した事業展開が見込まれ将来的に高野町での起業や定住につながる。
		移住定住推進事業 (暮らしの情報センター 運営、移住定住推進セミナー)	高野町	暮らしの情報センターを充実させることで移住希望者のニーズに応えることができる。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

3. 産業の振興

高野町からの人口、特に若年者の流出を防止し、地域の持続的発展を図るためには産業の振興による安定した雇用及び所得の確保が重要である。

また、本町は、標高800～1,000mの高地という地域環境の特性を活かした地域振興作物を中心に、効率的かつ安定的な農林業経営の実現に向けた経営改善を支援するとともに、年間120万人もの観光客が訪れる中心集落高野山の観光産業との連携を図りつつ、定住及び就業の場を確保するため持続性のある農林業者の育成を目指す。新たな担い手を確保・育成するため、新規就農・就業しやすい環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

また、若い世代にとって魅力ある農林業とするためには、高野山の参詣者との融合や連携などにより、新たな付加価値を持った地域ビジネスを創出することが重要であり、農・林家と観光客相互の交流を促進させるなど、農・林・観・商が一体となった「地産地消」の実現に向け、また「木育」を推進し、さらなる地域産業の振興を図っていく。

これらをうまく連動させていくために商工業において近隣市町村内の商業者相互の連携や組織の強化を図り、商工業に関しては地域の特性を生かした商品づくりや指導者及び後継者の育成や事業承継、消費者のニーズを的確に踏まえ事業を展開していく。観光産業については広域圏で取り組んでいる事業をさらに加速させながら地域間連携を強化していくことを基本方針とする。

また平成 27（2015）年には「高野山開創 1200 年記念大法会」が執り行われ、PR 活動と式典の開催に向けて来訪の気運の醸成を図りました。1200 余年の悠久の歴史と宗教文化を育んできた「聖地高野山」としてのまちづくりを、計画的に実行し大切に守り伝えるだけでなく積極的に活用する。

（1）現況と問題点

本町の主産業は、第一次産業の農林業と、第三次産業の観光業である。

- ① 第一次産業のうち農業は、冷涼な気候を活かした野菜や花きの生産が中心で、米作や果樹、なども営まれているが、いずれも零細農家がほとんどで生産性は低く、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の困難に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が大きな課題となっている。また、近年、鳥獣による農作物等の被害が増えてきていることなどから耕作意欲の低下を招き農地の遊休農地が増えていることも課題である。
- ② 林業は、林野面積が 12,916ha に及ぶことからわかるように、かつては本町の主産業であったが林業従事者の高齢化が顕著で経営規模も零細である。また、近年の長引く木材価格の不況により林業従事者の減少に拍車をかけている。森林所有者の管理・経営意欲の低下とあわせて、適正な整備がされずに放置された未整備森林が増加している。
このまま未整備森林が増え、荒廃が進み価値が低下するだけでなく森林がもつ公益的機能の低下も懸念される。特用林産品であるコウヤマキの需要があるが、林家の高齢化及び担い手不足により生産性が低下しつつあることも課題である。また、令和 2 年に「ウッドスタート宣言」を行い、幼児から高齢者までを対象とし、生涯にわたる幅広い活動である「木育」を推進していく中で町内での木工職人や林業従事者をいかに増やしていくことが重要である。
- ③ 第二次産業従事者は、昭和 40 年の 900 人をピークに、調査年次毎に減少を続けており平成 27 年には 208 人と大幅に減少している。
- ④ 第三次産業の主産業である観光業とそれに派生する小売業は、世界遺産にも登録された「高野山」という観光地を有する本町経済の核となるものであり、林業の中心産品であるコウヤマキや、お土産物としての和菓子やごま豆腐などの食品製造や、位牌、線香の製造などほとんどの産業が高野山観光に依存している。世界遺産登録により「高野山」を訪れる観光客は増えたが宿泊客は毎年減っており、滞在時間も減少傾向にある。また、世界遺産登録後外国人観光客の来訪が大きな伸びを見せているものの、その購買力は乏しい。またゴールデンウィーク、お盆、お彼岸、紅葉シーズンなどには参拝観光客が集中し、山内の交通に障害がでており改善が必要である。

(2) その対策

本町の経済を支える観光関連産業と農林業の振興を図るため、地域の特性と資源を活かした取り組みを行う。

- ① 第一次産業の農業は、優良農地の確保と多様な作物の生産性の向上を図るため、農地整備を進める。また、用排水施設や農道等の農業施設の適正な維持・整備を図る。特に、農業振興地域については、耕作放棄地の増大を防ぐことによって、農地を保全し、農村の多面的機能の確保を図りつつ、農産物の生産拡大を進めながら販売体制の強化やPRに努め、農産物のブランド化を確立するとともに、地域の食材として地産地消を推進し、学校給食等への取組を今以上に進めるとともに、地元消費の拡大を図り、地域農産物の特産品化など他産業と連携し、魅力ある商品として価値の向上を図る。

また、地域農業を担う意欲的な農業者の確保・育成と経営改善支援及び新規就農者の確保に努めるとともに、農業への企業参入も視野に入れ、農業の活性化を図り農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の利用集積を進める。

さらに、増加している野生鳥獣被害に対し、地域で連携して取り組む仕組みづくりに努める。

- ② 林業の振興については、木材価格の低迷による所得の低下とそれに伴う未整備森林の増加は、森林所有者の努力だけで解決することは難しい。

今後、森林の持つ公益的かつ多面的な機能を継続的に維持するため、森林所有者への森林整備に対する指導や補助はもちろん、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備を進めるため、森林経営管理制度のもと意欲と能力のある林業経営者への委託を進めるとともに、企業やボランティア、地域内外の住民など多様な主体が森林整備に積極的に参画できる仕組みづくりを進め、近年増加している局地的な大雨等にも耐える整備を進める。

さらに、「木育」を促進するために、「モク・ファースト・トイ」事業として赤ちゃんへ高野町産材を使用したおもちゃを贈呈し、木に触れる機会の創出に向けた各種イベントの開催により全町民への意識向上や関係人口、交流人口の増を目指す。

- ③ 第二次産業については、既存の伝統産業、地場産業の経営基盤の充実を図るとともに、地域資源を活用した新たな産業の創出を支援する。

第三次産業については、国内外からの参拝観光客の滞在時間を増やすための取り組み、宿泊客を増やすための取り組みを行うとともに、観光産業が地域内で経済がまわる仕組みの核となるよう農業・林業・製造業・小売業など他の産業との相互連携を進める。具体的には、高野山を訪れる人をターゲットとした直売所の整備、農産物や林産物の加工場の整備、農林業を新たな観光資源として活用したグリーンツーリズムやコミュニティービジネスの推進、公園等の整備などにより、観光産業を核にすべての産業に従事するものが利益を享受できる仕組みを創り上げる。また、世界遺産に登録された高野山らしい、高野山ならではの観光産業の創造にも取り組んで行き、参拝観光の利便性向上、おもてなし向上のため公衆トイレの整備や運営にも配慮を行う。また世界遺産に登録された高野山らしい、高野山ならではの創造にも取り組んで行き、参拝観光の安全性向上、おもてなし向上のため、金剛峯寺前の駐車場を公園として整備するとともに歩行者の安全確保のため周辺道路も整備する。

目標：新規ブランド農作物等の数 3種類

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備(農業)	農業基盤整備促進事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	農村漁村活性化プロジェクト交付金事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	土地改良施設維持管理適正化事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	県営中山間地域ほ場環境整備モデル事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	町単小規模土地改良施設等整備事業	高野町	
	(1) 基盤整備(林業)	森林環境保全整備事業	森林組合 林業事業体	
	(1) 基盤整備(林業)	町単間伐材搬出支援事業	森林組合 林業事業体	
	(1) 基盤整備(林業)	農山漁村振興交付金事業	森林組合 林業事業体 高野町	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	農山村交流施設兼産品直売所整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光トイレ整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	大門南駐車場周辺整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光情報センター整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	ライブカメラ設置事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	森林公園整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	街なみ環境整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	金剛峯寺前公園整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	金輪公園整備事業	高野町 民間	
	(9) 観光又はレクリエーション	小公園整備事業	高野町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	鳥獣害対策事業	高野町 地域協議会	農業生産の安定、農作物被害の軽減を図るため有害鳥獣の防護柵設置等の対策を行い所得の向上及び担い手育成に繋がる
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	多面的機能支払交付金事業	高野町	多面的機能支払交付金事業で行う農地・水路等の資源や農村環境の保全活動に対する補助金を交付することで所得の向上及び担い手の育成に繋がる

(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	農林業後継者・担い 手育成事業	高野町	高齢化が進む農業者の 担い手を育成するた めに、高収益作物に 取りかかれるための 土壌改良資材の開 発、実証実験等を行 い、農林業だけで安 定した収入を得るこ とができる体制を整 備する。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	地産・地消推進、地 域ブランド創出事業	高野町	農家の所得向上及び 世界基準を目標とし た新たなブランド野 菜を創出し、農家の 減少防止と後継者の 確保を行う事業。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（商工 業・6次産業化）	伝統産業、手仕事継 承・担い手育成事業	高野町	伝統文化に携わる手 仕事を衰退させるこ とがないように、担 い手を育成する支援 を行うことで移住者 への増加にもつな がる。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（商工 業・6次産業化）	クラフト般若協議会 事業	高野町	人口減少や高齢化に 伴う担い手不足、耕 作放棄地の拡大等を 減少させるため、町 全体の農業振興、地 域振興等に資する 事業に対して補助を 行う。 高収益化により、離 農防止や新規就農者 の増加が見込める。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（観 光）	高野町観光協会補助 事業	高野町	高野町DMOである 観光拠点整備を進 める観光協会への 補助。町との連携 で参拝観光客の満 足度を上げ観光協 会会員と協力し観 光事業の展開を進 める。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（観 光）	観光トイレ管理事業	高野町	公衆トイレの清掃 管理業務を委託し 、1日2回の定期 清掃と苦情等に対 応、また年2回の 特別清掃をおこな うことにより観光 客を迎えるための 綺麗なトイレを保 っている。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（観 光）	観光情報センター運 営事業	高野町	観光参拝客のワン ストップ窓口とし て、また、情報発 信の場、休憩スペ ース、など様々に 提供するための施 設管理運営費用。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
高野町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等	令和8年4月～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種を促進するために行う事業の内容

上記 (2)、または(3) のとおりとし近隣市町村と連携し販路の拡大を行うことで農林商業を支援し、広域観光連携を引き続き行う。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

4. 地域における情報化

地域における自治体の DX 化を推進することで、地域の活性化や住民の生活向上や産業振興、医療及び教育の充実など地域の問題を解決することを方針とする。

また、スマートフォンなどのデジタル機器が使えない高齢者のためのデジタルディバイドを解消するためインターネットを利用した勉強会等の支援を実施する。

(1) 現況と問題点

県の「孤立集落通信確保事業」により、孤立の可能性がある集落に「移動系」の防災行政無線を配備したことで集落単位での通信手段は確保できたが、急激な人口減少や少子高齢化により、インターネットやパソコンなどの情報通信技術 (ICT) を利用できる人とできない人の間に生じる情報格差がより進んでいる。

情報通信技術を活用した地方行政への住民参画手段としてはホームページ、知らせてネット、フェイスブック、インスタグラム等があり、ブロードバンドの普及により、スマートフォンでのインターネットを使用する人が増える一方で、インターネットの正しい使い方がわからない住民も多いためより具体的な対策が必要である。

防災行政無線については、「同報系」のアナログ方式を活用しているが、機器の老朽化などもありデジタル技術を使った機器の更新が必要である。

(2) その対策

令和3年に国主導のもとでデジタル田園都市国家構想が始まった。

その目的は、人口減少、少子高齢化、過疎化、東京一極集中、地域産業の空洞化といった地方の社会課題をデジタル技術で解決し、地方の個性を生かしながら魅力を高め、地方活性化を加速させるこ

とです。そのような国の施策も活用しながら町独自の自治体 DX を推進していく。

また、災害時の情報伝達手段の強化を図る。防災行政無線「同報系」については、デジタル化を含む当町に適したシステムでの再構築を図る。

必要な情報を受け取ることが可能な、知らせてネットに関しては引き続き加入を進めていくとともにスマートフォンなどのデジタル機器が使えない高齢者のためにはデジタルディバイド対策を引き続き行なっていく必要がある。

また、MaaS 事業によるマルチタスク車両の活用により移動投票所・確定申告の相談等を地域に出向いて実施する移動役場を実現する。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）化を推進し、AI や IoT 等に代表されるデジタル技術やビッグデータなどのデジタルデータの活用により業務プロセスの変革や新たな価値の創造を行う。

目標：知らせてネット登録者数（町民）1,000 人

（3）計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 （告知放送施設）	防災行政無線（同報系） デジタル化整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 （防災行政用無線施設）	防災行政無線（同報系） 基地局/中継局アナログ延命化整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 （防災行政用無線施設）	防災行政無線（同報系） 連携 情報配信システム整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 （防災行政用無線施設）	防災行政無線（移動系） 基地局耐震化整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 （防災行政用無線施設）	防災行政無線（移動系） 移動局用無線機購入	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	ブロードバンド推進事業	高野町及び 通信事業者	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	携帯電話エリア整備事業	高野町及び 通信事業者	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	コミュニティ FM 高野町 送信所改修事業	高野町及び 送信事業者	

	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活 用	保健福祉・行政 MaaS 実 施事業におけるマルチタ スク車両の活用	高野町	MaaS 事業による マルチタスク車 両を活用し、地 域にしながら役 場での手続き、 相談を受けられ るように整備を 進める。
--	---------------------------------------	--	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

道路は、商工業・観光・防災・医療など、あらゆる活動の基礎となるインフラである。高野町内の道路については、長年の過疎対策によりその整備は進んでいるが、改善されていない地域もあり、周辺市町との広域連携や生活圏域内の一体化を図るためにも、更なる道路整備や橋りょうの整備が重要な課題となっている。大規模な地震災害時においても地域内の交通網を確保するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を推進する。また、今後は、高野町内における移動のためだけではなく、観光客のアクセスや、安心して安全な暮らしに必要な緊急時の移動のため、またライフラインを確保するために道路網を整備し、来訪者数に比べ圧倒的に不足している駐車場の整備や適切な運用を推進する。

さらに、集落間を結ぶ町道及び農道、林道、など遅れている地域内道路の改良、舗装を推進していく。

交通手段の確保対策は、地域交通の維持・確保を図ることを踏まえ、民間バスの路線維持、デマンド型を含む乗合タクシーの導入、福祉有償運送や市町村有償運送の活用等、住民の日常生活に必要な移動手段を確保してきたが、今後の情勢等を踏まえハード・ソフト対策両面からさらに推進していく。

(1) 現況と問題点

① 本町を通る広域幹線は、大阪府と紀南を南北に結ぶ国道 371 号と国道 480 号、本町と海草、有田圏域を結ぶ国道 370 号の国道あわせて 3 路線と、富貴地区を經由して五條市と野迫川村を結ぶ一般県道阪本五條線、川津高野線の県道が 2 路線である。

(ア) 町道は 215 路線 170Km で、令和元年度末における改良率は 28.8%、舗装率は 71.9%である。

また、町道のうち自動車通行不能区間が 24.5%もある。

(イ) 農道については、地域内の耕地の多くが傾斜地に散在する小規模農地であることから幅員 2m 以下で自動車の通行ができない区間が 50%を超えている。

(ウ) 林道延長は 46Km であるが未整備地区も多く、林業の近代化を図る観点から新規林道の開設、既設林道の改良、舗装による整備が必要である。

(エ) このように本町の道路事情は、急峻な山間地という地理的条件から整備が遅れており、生活

圏域内の一体化と周辺市町との広域連携を図る上でも遅れている道路の整備が重要な課題である。大規模な地震の発生時には橋りょうが耐え切れずに崩壊し、迂回道路がないために、集落の孤立や水源の確保が困難になること等が懸念されており、また橋りょうの改修が必要な箇所が多くみられるため早急に改修が必要となる。

(オ)また、道路の多くは維持・補修が新たな課題となっており、大雨・台風の時期にはたびたび交通が遮断されることがあり集落の孤立を引き起こす可能性が高いため、道路の長寿命化を図るための適正な維持管理計画策定と、計画に基づく維持管理が必要である。また、ゴールデンウィーク、お盆、お彼岸、紅葉シーズンなどには参拝観光客が集中し、駐車場不足を招き、山内の交通に障害がでており改善が必要である。

- ② 地域住民にとって重要な交通手段である路線バスが自家用自動車の普及や人口減少による輸送人員の減少により、路線の廃止や減便を余儀なくされている。

しかし近年、高齢化等により自家用自動車の運転ができなくなったり、若い頃は歩いて移動出来ていた距離が歩けなくなり日常生活に支障をきたす人が増えてきたりしている。本町では、乗合タクシーの運行やデマンドタクシーなどにより公共交通の維持・確保に努めているが、今後、自動車を運転できなくなる人が増えると予測されることから、日常生活に必要な移動手段として公共交通の確保と利便性の向上が必要である。

(2) その対策

- ① 町道については、基幹集落である高野山と周辺集落を結ぶ道路の整備を進めるとともに、既存橋梁、トンネルの長寿命化を図るための修繕計画を策定・点検を実施し、道路、橋梁、トンネルの改良と改修を計画的に実施する。

また、歩道などのバリアフリー化を推進し、高野町の主産業である観光を振興する観点から景観改善のための電線類地中化や道路の改修を推進する。また 駐車場を円滑に活用するため、警備員を配置するとともに、公共・民間の施設に臨時駐車場を開設することで、駐車場の総数を拡充させる。また大門南駐車場を活用するため、南海りんかんバス株式会社の協力を得て、バス路線のバスの増便等を行い、駐車場の利用を促進するとともに、利便性の向上を図る。

- ② 林道及び林内作業道については、機械化による低コスト林業と森林整備の促進のため、町道との有機的な連携を図りつつ、路網整備を推進する。

- ③ 日常生活に必要な移動手段を確保するため、デマンド型の乗り合いタクシーや、福祉有償輸送などを効果的に実施するために、交通網の見直しや利便性を重視し、より良い交通網を構築する。また、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等を活用し住民や観光客の移動手段を確保する。

- ④ 積雪時の安全な道路通行を確保するため、除雪機械及び消融雪設備の計画的な整備・更新と適正な運用を推進する。

目標：乗り合いタクシー利用者満足度 85%

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	法面修繕事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	路面改修事業	高野町	
	(1)市町村道 橋りょう	橋梁修繕事業	高野町	
	(1)市町村道 その他	トンネル修繕事業	高野町	
	(3)林道	林道天狗谷線改良舗装事業	高野町	
	(3)林道	林道高野谷線改良舗装事業	高野町	
	(3)林道	林道西又線改良舗装事業	高野町	
	(3)林道	林道城谷池の峯線舗装改良事業	高野町	
	(3)林道	林道坪井谷線改良舗装事業	高野町	
	(3)林道	林道天野花坂線改良舗装事業	高野町	
	(3)林道	林道鳴戸谷線改修事業	高野町	
	(3)林道	林道湯川有中線舗装改良事業	高野町	
	(6)自動車等 自動車	公共交通用バス車両等購入事業	高野町	
	(6)自動車等 自動車	林道路網整備用車両等購入事業	高野町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	地域公共交通確保維持改善事業 （デマンドタクシー運行） （乗合タクシーの運行） （路線バス増便） （コミュニティーバス等の運行） （ライドシェアの運行）	高野町	地域住民の移動手段のための公共交通を確保するため運行事業者への補助を行う。住民の満足度向上及び利便性向上につながる
	(9)過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	橋梁定期点検事業	高野町	定期的に橋梁の点検をすることにより危険個所を特定し、橋梁長寿命化修繕計画を策定し修繕を行うことで安

				心安全につながる。
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（交 通施設維持）	トンネル定期点検	高野町		定期的にトンネルの点検をすることにより危険個所を特定し、トンネル長寿命化修繕計画を策定し修繕を行うことで安心安全につながる。
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（交 通施設維持）	橋梁長寿命化修繕計画 策定事業	高野町		橋梁定期点検事業により修繕計画を策定し修繕を行う。
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（交 通施設維持）	トンネル長寿命化修繕 計画策定事業	高野町		トンネル定期点検事業により修繕計画を策定し修繕を行う。
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（交 通施設維持）	路面点検事業	高野町		迂回路が無い生活道路が多く、点検を行い計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害防止を図る。
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（交 通施設維持）	林道橋定期点検事業	高野町		迂回路が無い生活道路に架かる橋梁が多く、点検を行い計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害防止を図る
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（そ の他）	外出支援助成券交付事 業	高野町		高齢者等を対象にタクシー等利用券を配布し、外出を促すことで、社会活動や介護予防、健康の維持につながる。
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（そ の他）	駐車場管理運営事業	高野町		観光参拝客が駐車できるスペースを誘導し混乱を防ぐため、警備員を配置する。将来、駐車場が有料化された際のスムーズ

				な案内にも寄与する。
--	--	--	--	------------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。高野町個別施設計画トンネル、高野町個別施設計画橋梁等に基づき、計画的な予防保全型の維持管理に移行し、施設の長寿命化と維持管理コストの平準化・低減を図る。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

6. 生活環境の整備

高野町では、これまでの過疎対策の結果、基幹集落の高野山を中心に、簡易水道施設や公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の整備、公営住宅の整備、消防・救急施設の整備、河川の改修等が進んできたが未だ十分ではない。

また、過疎化高齢化により飲料水の水源管理や集落内の草刈、里道の維持管理等、日常生活に必要な環境維持活動が困難になってきている集落も増えていることから、施設整備等のハード事業だけでなく、生活環境を維持するためのソフト事業を効率的に実施し、住民の生活便益の向上、地域の自立意欲の醸成に努めることとする。

(1) 現況と問題点

- ① 高野山地区、富貴地区、花坂地区には簡易水道施設が整備されている。高野山地区は令和6年度から上水道から簡易水道に変更し、令和7年度から花坂地区の簡易水道施設が稼働している。また令和5年度には、上筒香、中筒香地区に飲料水供給施設整備を行った。現在、西郷・檜原・大滝・相ノ浦・細川・林地区の7地区には、飲料水供給施設が整備されているが、その他の地域においては、個人又は共用で谷から取水し飲用として利用している。近年は高齢化により水源の管理ができなくなっており、飲用水の確保が困難で、湯水時は数日間水が出なかったり、降雨時には水が濁ったり、飲用としては適していない水を利用しており、生活環境の維持が難しくなっている。また、整備済みの施設についても老朽化により維持管理経費が高額となってきたりしている。
- ② 下水道処理施設については、高野山地区の公共下水道、西細川地区の特定環境保全公共下水道、花坂地区の農業集落排水施設の3か所で事業を実施している。その他の地域は個別排水処理整備事業と浄化槽市町村整備促進事業により、合併浄化槽の設置を推進してきたが未整備の家庭も数件ある。高野山地区の高野山下水処理場は、昭和56年4月から供用開始しており、施設の老朽化が進んでいたため、下水道長寿命化支援制度を活用し、高野山下水処理場の長寿命化計画を策定し、平成23年度から工事に着手している。その2期工事も完了しているが、下水道処理施設については、老朽化により維持管理費が高額になってきている。また、昨今全国的に問題になっている下水道管の老朽化は高野町でも問題になっており点検・補修が課題となっている。

- ③ 廃棄物処理については、本町と橋本市・かつらぎ町・九度山町で構成している広域圏組合で共同処理を図るため、平成21年8月から焼却施設並びにリサイクルセンターが稼動しており、本町としてはゴミ排出量の一層の削減に取り組む必要がある。
- ④ 高野町の消防防災体制については、当町に住む地域住民はもとより、町の中心地である高野山に訪れる観光客等の安全の確保のため、また、住民の財産をはじめ、広大な林野や高野山に数多くある文化財、重要建造物等を各種災害から守ると共に災害時等における被害の軽減を図るため、過疎地域の特性を考慮しながら積極的に整備を進める必要がある。本町の消防体制は、常備消防と非常備消防との連携により成り立っており、常備消防については、昭和55年4月に単独消防本部として発足して以来、令和7年9月現在、1本部1署、消防職員20名、消防自動車1台、救助工作車1台、救急車2台、指令車1台、可搬ポンプ積載車1台、小型救助車（総務省消防庁からの無償貸与）1台を擁し、全国的に見ても最小規模の人員で一般消防業務と救急業務を行っている。このような現況の中、複雑・多様化・高度化する消防・救急活動に迅速に対応できる体制づくりが急がれている。消防団については、3分団9部、団員199名（令和7年9月1日現在）で構成されており、消火活動や各種災害の防止に努めている。しかし、団員の減少と高齢化が進むと共に、団員の確保が難しい状態になっている。
- 以上のことから、消防防災力の更なる充実強化を図るため、計画的な人材の確保、消防車両を含む消防資機材や施設の更新整備等を推進して行く必要がある。
- ⑤ 地震災害では、近い将来の発生が予想されている東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、これらの地震が発生すると県内に重大な被害をもたらす、社会活動にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。さらに複合災害の連発も想定される。
- 県の想定する東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震は、高野町に大きな影響を及ぼす可能性がある。問題としては昭和56年以前の木造住宅が多く存在し、主要道路が山沿いに開設されているため土砂崩れ等のおそれがある。また、道路の被災等により停電・通信が途絶えるなど、避難誘導や避難所の運営に支障をきたすおそれがある。
- 風水害については近年増加傾向にある局地的な集中豪雨、線状降水帯や台風による水害などの被害が発生している。高野町の河川は、一級河川（県管理）が3河川、二級河川が1河川のほか、これらの水系には支流が多数あり、重要水防警戒箇所は4箇所が設定されている。また、水路等の内水害も発生するおそれがある。これらの水害などの被害を軽減するため、河川等の整備が必要であるが、相当の期間が必要となる。
- 土砂災害については近年、集中豪雨等による土砂災害が発生し多くの被害が発生している。高野町は平地が少なく、山間地の急峻な斜面に集落が点在しているため、土砂災害警戒区域となる箇所が多く、官公庁や防災拠点も警戒区域指定内に含まれるところもある。
- これらに加えて地域における防災力を強化し、行政・民間・地域住民が一丸となった防災・減災対策を推進していく必要がある。
- ⑥ 高野山周辺の集落は自然に恵まれた素晴らしい環境にあるが、今後I・J・Uターンによる定住促進や、都市との交流をすすめるためには、集落の景観や自然環境を維持する取り組みや定住を希望するものが住めるような住環境の整備が必要である。また、移住者向けのお試し住宅の整備を推進するとともに、空き家を確保するための取り組みを行う必要がある。台風や局地的な集中豪雨等による度重なる出水により、強度の低下した護岸が点在することから早急な河川改修工事が必要である。

(2) その対策

- ① 水道施設については、安全で安定した飲用水の供給のため適切な維持管理を行う。人口減少等により経営状況も厳しくなるため、事業変更や重要給水拠点等優先順位を設定し老朽管、老朽施設を計画的に実施する。
- ② 下水道処理施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づく改修等計画的な維持管理や改築を計画的に行います。また農業集落排水処理施設についても最適整備構想に基づき計画的に改修等を行い、維持管理を行います。また下水管の老朽化に対して点検・補修・更生を実施していく。
- ③ 廃棄物処理施設については近年の厳しい環境規制に対応するため、本町と橋本市・かつらぎ町・九度山町で構成している広域圏組合では、焼却施設並びにリサイクルセンターが平成21年から稼働を開始しており、町民の協力を得て、焼却ゴミの減量並びに一般廃棄物処理については、収集体制を充実させ、各種リサイクル法に基づいた資源化を更に推進するため、より分別収集に努める。
- ④ 高野町の消防防災体制については防災体制及び各種災害（地震、風水害、土砂災害等）に備え消防防災力を充実強化する。複雑・多様化・高度化する消防・救急活動に対応できる体制づくりを構築するため、事業計画に基づく消防車両や防災拠点として老朽化した施設の更新整備や、夜間着陸が可能な機材を整備する。さらに消防広域化を推進して消防の規模を拡大し、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の強化による住民サービスの向上を図る。
- ⑤ また地域防災力の中核として活躍する消防団員の確保充実や活性化を図るための施策を推進する。
- ⑥ 各種災害の対策

(ア) 地震対策

耐震性に問題がある建物等は、耐震化や家具固定を推進することにより、住民の命や財産を守る取組を進めていく。地震発生時に住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報の提供に努め、避難訓練等を通じて「命を守るための行動」を理解・認識、意識の向を図る。また避難施設についても、耐震化や通信体制の整備を図る。

(イ) 風水害の対策

気象情報等を活用し、防災情報の発信による人命を優先する対策を推進していく。

(ウ) 土砂災害対策

近年土砂災害が発生した地域の災害対策や防災拠点及び福祉施設などを保全する災害防止施設の整備、また、土砂災害警戒区域などの周知を推進していく。

土砂災害被害の軽減は、的確な防災情報の発信であり、気象情報や土砂災害警戒情報等を活用した避難計画を周知するなど対策を推進する。また、防災訓練等を実施し災害発生時に備える。

これらの対策に加え地域のことは住民が一番理解されていることから、町内会組織や自主防災組織の充実強化、地域の中心となる人材の養成、要配慮者等の避難行動要支援者など、地域連携体制の構築、ハザードマップの作成、見直しなどを実施、防災力を強化していく。

- ⑦ 公営住宅等住環境整備については、高齢化が進む地域の実情を踏まえた公営住宅のバリアフリー化や耐震化の推進、長寿命化計画の策定、集会所の改修、集落の住環境を維持するための取

り組みを実施することにより住環境の整備を図る。河川改修工事については、緊急性を要する箇所から改修を行い、災害時にも安心できるよう整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道施設改築工事	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	浄水場改築工事	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	送配水管改良	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	浄水場設備の更新	高野町	
	(1) 水道施設 その他	上筒香・中筒香地区水道施設整備	高野町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	雨水管渠改築工事	高野町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	高野山下水処理場ストックマネジメント計画	高野町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	汚水管補修工事	高野町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道処理施設整備事業	高野町	
	(5) 消防施設	高規格救急車購入	高野町	
	(5) 消防施設	指令車購入	高野町	
	(5) 消防施設	ポンプ軽積載車購入	高野町	
	(5) 消防施設	タンク車購入	高野町	
	(5) 消防施設	ポンプ車購入	高野町	
	(5) 消防施設	消防屯所（防災拠点）更新整備	高野町	
	(5) 消防施設	防火水槽整備	高野町	
	(5) 消防施設	消防資器材の整備	高野町	
	(5) 消防施設	多目的車購入	高野町	
	(5) 消防施設	ポンプ積載車購入	高野町	
(5) 消防施設	災害用バイク購入	高野町		

	(5) 消防施設	女子仮眠室改修事業	高野町	
	(6) 公営住宅	公営住宅耐震改修事業	高野町	
	(6) 公営住宅	公営住宅建替え事業	高野町	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	高野町	
	(6) 公営住宅	高野町地域住宅整備計画	高野町	
	(6) 公営住宅	公営住宅長寿命化計画	高野町	
	(8) その他	河川改修事業	高野町	
	(8) その他	集落の景観と自然環境保全事業	高野町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健増進及び福祉の向上

令和7年3月末の住民基本台帳による高野町の65歳以上の高齢化率は45.3%で、年々その割合が増えている。特に高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増えており、近年の少子化の現状を考慮すると家庭での介護力はますます低下すると予測される。このことから、すべての人が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるような取り組みを進める必要がある。

また、子育て世代が地域で暮らせるよう、保育サービスや幼児教育、療育支援の充実や子育てに係る費用軽減対策等、子育て環境の整備充実を図る必要があるため学びの交流拠点整備事業でこども園を建設した。

(1) 現況と問題点

- ① 高齢者だけの世帯が急増していることから、介護が必要となった場合に家庭内で介護する人がいないため、住み慣れた地域を離れるケースが増えている。
- ② 過疎地域で子育てするためには都市部とは違った地域の実情にあった保育サービスの充実を図ることが課題である。
- ③ 障害を持った人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携を深め支援する仕組みが必要である。

(2) その対策

- ① 介護が必要となることのないように、日常生活に密着した健康相談・健康教育・健康検査を実施し、健康意識の高揚と病気の早期発見・早期治療を推進するとともに、介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、富貴高齢者生活福祉センターへの入居及び在宅サービスや地域包括支援センターの機能の充実を進める。また、健康増進に務めるため、高野町保健福祉センターで実施しているフィットネスの整備を進める。
他に、地域で支え合い見守り合う住民相互の助け合いの活動を支援するための取り組みを行う。
- ② こども園まで遠い過疎集落の実情に配慮した送迎の実施、保育時間の延長、0歳児保育の導入等、学びの交流拠点整備事業でこども園の建て替えに併せ保育サービスの充実を進める。
- ③ 障害を持った人を含め、すべての人が住み慣れた集落で安心して暮らし続けられるような体制の整備を進める。
- ④ 共働き、ひとり親家庭が増える中、保護者が家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な成長を支え、地域で安心して子育てができるようサービスを充実する。

目標：「子育てしやすいまち満足度」90%を目指す

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	学びの交流拠点整備事業	高野町	
	(2)認定こども園	認定こども園運営事業	高野町	
	(3)高齢者福祉施設 (高齢者生活福祉センター)	富貴高齢者生活福祉センター修繕事業	高野町	
	(3)高齢者福祉施設 (老人ホーム)	国城寮建替工事負担金	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	
	(4)介護老人保健施設	国城寮建替工事負担金（再掲）	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	
	(7)高齢者福祉施設 (市町村保健センター及び母子健康包括支援センター)	保健福祉センターフィットネスクラブ整備事業	高野町	
	(7)高齢者福祉施設 (市町村保健センター及び母子健康包括支援センター)	保健福祉センターボイラー改修工事	高野町	

(7) 高齢者福祉施設 (市町村保健センター及び母子健康包括支援センター)	保健福祉センター 昇降機改修工事	高野町	
(7) 高齢者福祉施設 (市町村保健センター及び母子健康包括支援センター)	保健福祉センター 改修工事	高野町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	こども家庭センター 設置運営事業	高野町	妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に向けて、母子保健機能と児童福祉機能が連携して一体的な支援を行い、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置し運営する。
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	高野町	養育者の就労要件を問わず、0歳6ヶ月から3歳未満の子どもを一定時間、保育施設を利用できる制度の導入により全ての子どもの育ちを支援する。
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	へき地保育園児送迎事業	高野町	へき地に居住する子どもが通うための送迎バスの費用。近くにこども園がない事による転出を防ぐ。
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	こども医療費無料化	高野町	18歳に達した最初の3月31日まで医療費無料とすることで、子育て世代への負担軽減を図ることで移住定住につなげる。
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	障害児通所施設送迎支援事業	高野町	療育を必要とする児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所に通所する場合に、通所に係る費用を助成する。子どもの多様性に応じた支援体制を整備すると共に、対象事業所が町内になく事による転出を防ぐ。

	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	子育て支援センター運営事業	高野町	子育て中の親子の交流等を促進する場として子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。また、一時的に保育を必要とする児童に対し預かり保育を実施し、安心して子育てができる環境を整備する。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童・高齢者・障害者福祉）	地域食堂（子ども食堂）運営支援事業	高野町	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、食事を共にすることを通じて地域のつながりを育む取組を支援する。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	シルバー人材センター運営事業	高野町	高齢者の働く場を提供することで、いつまでも元気に健康寿命を延ばすことにつながることを期待される。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	生活支援体制整備事業	高野町	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の支え合い活動の立ち上げやネットワークづくりを進める他、サロンやお助け隊等住民主体の生活支援体制の充実を図る。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	福祉有償運送事業	高野町	高齢者や障害のある方など、公共交通機関を単独で利用することが困難な方に対し、社会福祉法人やNPO法人などが自家用車を用いて行う運送サービスを提供し、地域における交通手段を補うと共に福祉の向上を図る。
	(9)その他	高齢者デイスーツ用車両購入事業	社会福祉協議会	
	(9)その他	健康増進基盤整備事業	高野町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

8. 医療の確保

本町は橋本保健医療圏に属し、町内には高野町立高野山総合診療所と富貴診療所の2つの町立診療所と、個人開業医が1つある。

近隣市町と地理的に隔離され、移動に長時間を要する本町で安心して暮らすため、医療の確保は重要な課題である。

今後の方針として、圏域内医療機関間の連携と機能分担による切れ目のない医療提供体制の構築をすすめるとともに、町立2診療所のマンパワー確保、医療設備・機器やシステムの導入・更新により、医療の確保と質の充実をすすめる。また、救急医療については、救急告示診療所である高野町立高野山総合診療所の機能維持のため必要な事業をすすめるとともに、病院群輪番制への参加と基幹病院である橋本市民病院との連携により地域に必要な救急医療体制の維持及び充実に努める。

(1) 現況と問題点

高野町では高野町立高野山総合診療所と富貴診療所が地域医療を担っている。しかし、近年の医師・看護師不足によりマンパワーの確保に苦勞しており、このままでは数年先に常勤医師がいなくなってしまう可能性もある。

また、急性期の入院加療が終り退院後に自宅での療養生活を希望される方が、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるような「地域包括ケアシステム」の充実が必要である。

高野山周辺の集落は、過疎化高齢化が進み診療所までの通院手段が無くなりつつあり訪問診療・訪問看護等の在宅サービスの充実と、通院手段の確保策が必要である。

さらに、需要の多い眼科と整形外科の特定診療科の医師が不在であること、施設や医療機器類の老朽化も今後の課題となっている。

(2) その対策

老朽化した施設の長寿命化を図るための改修と、医療機器の更新を行う。

保健・福祉事業部門と連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、通院が困難な人を対象とした巡回診療・訪問看護・訪問診療と、自宅での療養生活を支援するための通所リハビリサービスを提供する。

また、整形・眼科医師の派遣と応援当直医の派遣により地域医療・救急医療体制の確保充実を図る。

不足する医師の育成のため、基幹病院と連携し臨床研修プログラムによる初期研修を実施し地域医療を通じ若手医師の地域医療への関心喚起につなげる。

目標：在宅医療サービス（訪問診療、往診、訪問看護）の年間実施件数 500 件を維持

(R6 実績) 484 件

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器購入	高野町	
	(1) 診療施設 診療所	医療機器購入（富貴診療所）	高野町	
	(1) 診療施設 診療所	高野山総合診療所改修工事	高野町	
	(1) 診療施設 診療所	富貴診療所改修工事	高野町	
	(1) 診療施設 巡回診療車（船）	巡回診療・患者送迎用車両購入	高野町	
	(1) 診療施設 医療ICT連携ネットワーク整備事業	医療機器の購入・更新・ネットワーク構築事業	高野町	救急患者への迅速かつ適切な対応等を行うため、救急車両に搭載されている機器並びに連携医療機関とのネットワークシステムを強化することにより患者の容態に合わせた医療の提供を行う。
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	医療サポート連携事業	高野町	医師不足解消のため様々な診療科の応援医師を派遣していただくことで町民の安心安全につながる。
(4) その他	院長、医師、看護師住宅改修工事	高野町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

9. 教育の振興

学校は教育の場であると同時に、地域コミュニティの核として重要な役割を担っている。

子ども達が地域の歴史や文化に触れるとともに、教育の重点事業である「ふるさと教育」「英語教育の推進」「市民性を育てる教育」推進し、豊かな心と確かな学力、未来を切り開き自身の幸せを掴むことができる「生きる力」を育んでいく。また、学校を拠点に人と人とのつながりを大切にした学

習機会の拡充や、公民館活動を通じた生涯学習の基盤整備、若者の定住促進や高齢者の生きがいがづくりが重要である。

しかしながら、地域社会は人口減少、少子高齢化や若者の流出などにより過疎化が進むなど様々な要因が複合的に絡み合い、そのことは教育環境に深刻な影響を与えています。主な問題点として、学校の極小規模化による学級編成、教員定数問題や教員の確保、社会教育においても指導者の確保などが生じている。

(1) 現況と問題点

① 学校教育

令和6年9月に高野町の教育拠点として「高野山学びの杜」が開館し、町内の教育環境は大きく変化した。

本町では学校と地域社会の関係を重視する方針の下、富貴地区では廃校とした小学校や休校中の中学校を再開する一方、花坂地区では地元住民、保護者の要望から校区が高野山地区に統合され、遠距離通学を行っている。

なお、遠距離通学支援車両は、安全確保の観点から更新等の検討が必要な時期になるなど過疎地域特有の経費の経年負担が生じている。

本町は「ふるさと教育」「英語教育の推進」「市民性を育てる教育」の3事業を重点としており、世界遺産を有する地域の特性を生かして、学校内にとどまらず地域住民や事業者と連携しながら特色ある教育活動を展開している。児童生徒は、ふるさと教育を通じて地域で生まれ育つ意義や歴史・文化への理解を深め、中学校段階では、地域課題の解決や意思決定に参画する体験を通じて、「市民性を育てる教育」へとつなげている。

英語教育においては、教員の指導力向上とともに児童生徒の英語力が着実に伸びており、今後は観光案内や海外短期研修など、英語を活用した外国人との交流を通じて、より実践的な学びを積むことにより国際的な感覚をさらに磨いていくことが期待される。

これら3つの事業がらせん状に結びつくことで、児童生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を確認し、郷土に誇りを持ちながら、多様な価値観を理解し、国際社会においても主体的に生きる力を確実に育成できるものと考えられる。

また、児童生徒数の減少に伴い、教育の質の維持や持続可能な教育体制の構築も重要な課題となっている。さらに富貴小中学校においては、校舎の老朽化が大きな課題であり、早急な改善と安全な学習環境の確保が求められる。

② 社会教育

「高野山学びの杜」は、小・中学校、公民館、図書室などを併設した複合型施設として整備され、地域住民の学習や交流の場として、高野町社会教育拠点としての役割を果たしている。図書環境の充実や公民館活動の推進により、生涯学習や地域文化の継承に資する体制が整いつつあるが、過疎化や少子高齢化の影響により、全体的に参加者が少なく、地域住民の学びやつながりを広げる機会が十分とはいえない。

さらに、社会体育施設の老朽化等が進み、利用環境の改善や安全面への対応が求められている。

今後は、複合施設を活用した世代を超えた交流と学びの場づくりを進めるとともに、地域の実情に応じた社会教育・社会体育活動の充実を図る必要がある。

(2) その対策

① 学校教育

- (ア) 遠距離通学車両の老朽化に対応し、安全で安定した送迎体制を確立する。
- (イ) 英語教育のよりよい向上を目指し、教員研修や児童生徒の実践力強化に加え、短期海外派遣や国際交流の機会を設ける。
- (ウ) 既存の ICT 設備を活用し、遠隔授業や学習支援の効果を高めるための取り組みを推進する。
- (エ) 地域や保護者、教育関係者と連携を深め、教育環境の改善（施設・設備の維持・改善等含む）や子どもたちの生活支援を図る体制を整備する。

② 社会教育

- (ア) 地域住民が参加しやすい多様な社会教育プログラムの企画・実施と情報発信の強化
- (イ) 社会体育施設の安全確保を優先し、必要な整備・修繕を段階的に実施

目標：高野山学びの杜 年間事業等実施回数 100 回

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	学びの交流拠点整備 事業	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (屋内運動場)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (水泳プール)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (給食施設)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (集会所、体育施設 等)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (スクールバス・ボ ート)	遠距離通学車両更新 事業	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	教育環境整備事業 (施設・設備の維 持・改善等)	高野町	
	(3) 集会施設、体育施 設等 (体育施設)	町民体育館天井撤 去・耐震対策事業	高野町	
	(3) 集会施設、体育施 設等 (体育施設)	町民体育館床整備事 業 (旧高野山中学校 体育館)	高野町	

	(3)集会施設、体育施設等（体育施設）	テニスコート等スポーツ施設整備事業	高野町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	児童生徒短期海外派遣及び国際交流事業	高野町	英語教育の成果を実際の場面で活用し、国際的な視野やコミュニケーション力を育む機会として必要であり、異文化体験を通じて学習意欲の向上や地域への還元が期待される。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	ICT 活用推進及び教員研修事業	高野町	整備済みの ICT 機器を有効活用するための指導体制強化が必要であり、教員の活用力向上により、個別最適な学びの実現や小規模校における教育の質向上が見込まれる。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	地域社会教育推進事業	高野町	地域住民の学習機会や交流の場の確保が課題となる中、多様な社会教育プログラムを実施することで、住民の社会参加を促進し、地域コミュニティの維持と活性化を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

10. 集落の整備

高野町には大小 19 の集落があり、一番人口の多い高野山には、行政、教育、文化、医療、福祉などの生活施設をはじめ商店や駅などの施設が集積されている。また、高野山に次ぐ規模の集落、富貴地区も高野山より規模は小さいものの生活施設が集積されていたが、徐々にその機能が失われてきている。その他の集落は小規模集落で、戸数が 20 戸以下の集落が半数を超え、集落機能の維持が困難になってきている集落が増えていることから対策が必要である。

(1) 現況と問題点

集落の人口減少や高齢化などにより、伝統行事や祭事の担い手が不足しているほか、日常生活に必要な里道の維持管理や水源の管理、集落内の草刈りなどの環境維持活動ができなくなってきている。

さらに、今まで機能してきた集落内の自助・共助のしくみが成り立たなくなり、集落内の力だけで

は集落機能が維持できなくなっていることから、行政や外部の力により集落を維持し支えていく仕組みの構築する必要がある。

(2) その対策

この課題を解決するため、高野山と富貴の2集落を基幹集落とし、周辺集落との住民生活の一体性を重視した『過疎生活圏』を構築し体系的かつ総合的な支援を行うことで、ひとつの集落だけでは成り立たなくなってきた共助の仕組みを再生するとともに、行政と地域が積極的に関わり合いながら、医療・福祉の充実や日用生活品の確保、生活交通の確保、地域産業の育成、担い手不足の解消等の課題に総合的に取り組む。

また、集落に不足している環境維持作業の労働力を外部から入れ支援することにより集落を維持していくとともに、将来的に集落への定住者を受け入れる体制づくりを行い集落の担い手を確保し、移住・定住を促進するための住宅整備をハード・ソフト両面から対策を実施する。(再掲) 加えて、SS過疎地問題では住民から再建の要望があれば国費を利用し、かつ地元負担とも併せて町として補助をしながら再建を検討する。

目標：集落支援員数3名を維持

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（集落 整備）	生活に必要な集落維持 活動支援員派遣事業	高野町	高齢化により水源の管理が困難になってきている住民に代わり生活用水の確保に向けた水源地の管理を行い住民の負担を減らし、災害時に水の供給が止まってしまう原因である詰まりや破損等の予防を行う。
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（集落 整備）	地域おこし協力隊事業	高野町	人口減少・少子高齢化等の進行が著しい地域に、地域活動の担い手不足の解消、地域の活力づくりのため人材を派遣し、地域活性化事業を支援する。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

1 1. 地域文化の振興等

高野町には、先人から受け継いだ有形・無形の歴史的・文化的資産が多く残されている。中でも、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された高野山は、かけがえのない文化資産であり、この資産のもたらす恵みを、世界の人々といつまでも分かち合えるよう保全と活用に努力する必要がある。

さらに、地域にある多様な文化遺産を掘り起こし、適切な評価と保存を行うとともに、「豊かで個性あるまちづくりの貴重な資源」として活かしていく必要がある。

(1) 現況と問題点

高野山の歴史は古く、多くの国宝・重要文化財が残されているが、現時点で把握できているものはその一部であり、未把握の文化財は未だ多く存在している。文化財の適切な保存と活用のためにも、高野町全体の文化財の把握が今後の大きな課題である。

(2) その対策

高野町に存在する文化財を適切に保存し、良好な形で後世に伝えていくため、各種文化財の基礎調査の実施、適切な管理体制を構築、歴史と文化に関する記録作成を行う。また、様々な文化財を地域の活性化のために活用する。

目標：新規確認文化財件数 20 件/年

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（地域文化振興）	未指定文化財調査事業	高野町	文化財の把握が不十分であることが課題であり、文化財の適切な保存と活用を図るため、未指定文化財を対象とした基礎的調査が必要である。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

12. 地域再生エネルギーの利用の促進

日本において脱炭素社会の実現を目指し、持続可能な社会を実現するため再生可能エネルギーを最大限導入する必要性が求められている。本町においても国の方針及び SDGs に掲げている「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」を達成するため脱炭素社会を推進していく。

本町は豊かな森林に恵まれ二酸化炭素の吸収に貢献している一方で、整備されずに放置されている所も多くあり、適切な森林整備に向けた取組を行っている。そうすることにより樹木の炭素貯蔵効果を最大限に発揮させるとともに、森林の二酸化炭素吸収源としての機能を将来にわたって維持し、環境負荷を低減することが必要である。

またその他にも太陽光、水力、バイオマスなどを活用した、再生エネルギーによる電力需要割合を高めることで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然環境や地球生態系を守り、その恵みを持続的に享受していくため、低炭素社会、環境循環型社会、自然共生社会の実現を目指す。

(1) 現況と問題点

本町における再生エネルギーの取り組みとして太陽光発電システムを町施設に設置し実証実験を実施したが、日照時間が少なく、雨が多い本町の特徴では電力供給量が少ない。また水力発電の調査・研究を行っているが、設備投資に費用がかかる。

(2) その対策

再生エネルギーの導入に向け、太陽光発電システムについては日照効果が高い場所がかつ景観を阻害する恐れのない場所に設置し取組を継続していく。

また、水力発電については、小水力発電システムを導入するため国の制度等を最大限活用しながら、マイクロ水力・ピコ水力発電を推進していく。

目標：再生エネルギー利用施設数3か所

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 地域再生エネルギーの利用の促進	(1) 地域再生エネルギー利用施設	小水力発電設計業務	高野町	
	(1) 地域再生エネルギー利用施設	小水力発電整備工事	高野町	
	(1) 地域再生エネルギー利用施設	太陽光発電設置業務	高野町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めている。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものである。

13. その他地域の持続的発展に対し必要な事項

過疎化・高齢化が進む地域では、山林や農地の境界を知る人が減っており、相続時にも境界の確認がされていないケースも増えている。林業の不況から適正な森林管理の意欲を無くした山林所有者も増えており手入れされないで放置された森林が増えている。

また、耕作放棄地も急増していることから、今後、遊休農地の活用や空き家の活用、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備などを進めるためには、土地所有の境界を明らかにしておく必要がある。

(1) 現況と問題点

高野町の地籍調査事業は、平成8年に始まり、令和6年12月末における進捗率は33.7%で、境界を知っている所有者が減りつつある現状を考えると、調査を急ぐ必要がある。

(2) その対策

計画的に調査を進め、最終的には町全域の調査完了を目指す。

目標：令和12年度末までに進捗率47%を目指す

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	地籍調査事業	高野町	遊休農地の活用や空き家の活用、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備などを進めるため、土地所有の境界を明らかにするための調査。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、公共施設の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

添付 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移 住定住	定住促進のため の住宅等住環境 整備事業（改 修、定住促進補 助等）	高野町	移住者への住宅取得時の負担軽 減措置及び定住者の住宅購入費 用を負担することによる移住定 住者を増やす。
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移 住定住	地域おこし協力 隊事業	高野町	地域おこし協力隊を導入するこ とで地域により密着した事業展 開が見込まれ将来的に高野町で の起業や定住につながる。
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移 住定住	移住定住推進事 業 (暮らしの情報 センター運営、 移住定住推進セ ミナー・イベン ト開催)	高野町	暮らしの情報センターを充実さ せることで移住希望者のニーズ に応えることができる。
2 産業の振 興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣害対策事業	高野町 地域協議 会	農業生産の安定、農作物被害の軽 減を図るため有害鳥獣の防護柵設 置等の対策を行い所得の向上及び 担い手育成に繋がる。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交 付金事業	高野町	多面的機能支払交付金補助事業で 行う農地・水路等の資源や農村環 境の保全活動に対する補助金を交 付することで所得の向上及び担い 手の育成に繋がる。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	農林業後継者・担 い手育成事業	高野町	高齢化が進む農業者の担い手を育 成するために、高収益作物に取り かかれるための土壌改良資材の開 発、実証実験等を行い、農林業だ けで安定した収入を得ることがで きる体制を整備する。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	地産・地消推進、 地域ブランド創出 事業	高野町	農家の所得向上及び世界基準を目 標とした新たなブランド野菜を創 出し、農家の減少防止と後継者の 確保を行う事業。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	伝統産業、手仕事 継承・担い手育成 事業	高野町	伝統文化に携わる手仕事を衰退さ せることがないように、担い手を 育成する支援を行うことで移住者 への増加にもつながる。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	クラフト般若協議 会事業	高野町	人口減少や高齢化に伴う担い手不 足、耕作放棄地の拡大等を減少さ せるため、町全体の農業振興、地 域振興等に資する事業に対して補 助を行う。 高収益化により、離農防止や新規 就農者の増加が見込める。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (商工業・6次産業 化)	高野町観光協会補 助事業	高野町	高野町 DMO である観光拠点整備を 進める観光協会への補助。町との 連携で参拝観光客の満足度を上げ 観光協会会員と協力し観光事業の 展開を進める。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	観光トイレ管理事 業	高野町	公衆トイレの清掃管理業務を委託 し、1日2回の定期清掃と苦情等

	(商工業・6次産業化)			に対応、また年2回の特別清掃をおこなうことにより観光客を迎えるための綺麗なトイレを保っている。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工業・6次産業化)	観光情報センター運営事業	高野町	観光参拝客のワンストップ窓口として、また、情報発信の場、休憩スペース、など様々なおもてなしの場として提供するための施設管理運営費用。
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	保健福祉・行政 MaaS 実施事業におけるマルチタスク車両の活用	高野町	MaaS 事業によるマルチタスク車両を活用し、地域にいながら役場での手続き、相談を受けられるように整備を進める。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	地域公共交通確保維持改善事業 (デマンドタクシー運行) (乗合タクシーの運行) (路線バス増便) (コミュニティーバス等の運行) (ライドシェアの運行)	高野町	地域住民の移動手段のための公共交通を確保するため運行事業者への補助を行う。住民の満足度向上及び利便性向上につながる。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	橋梁定期点検事業	高野町	橋梁定期点検事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	トンネル定期点検	高野町	トンネル定期点検
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	高野町	橋梁長寿命化修繕計画策定事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	トンネル長寿命化修繕計画策定事業	高野町	トンネル長寿命化修繕計画策定事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	路面点検事業	高野町	迂回路が無い生活道路が多く、点検を行い計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害防止を図る。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	林道橋定期点検事業	高野町	迂回路が無い生活道路に架かる橋梁が多く、点検を行い計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害防止を図る
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	外出支援助成券交付事業	高野町	高齢者等を対象にタクシー等に利用できる助成券を交付する。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	駐車場管理運営事業	高野町	観光参拝客が駐車できるスペースを誘導し混乱を防ぐため、誘便警備員を配置する。将来、駐車場が有料化された際のスムーズな案内にも寄与する。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	こども家庭センター設置運営事業	高野町	妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に向けて、母子保健機能と児童福祉機能が連携して一体的な支援を行い、両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置し運営する。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	高野町	養育者の就労要件を問わず、0歳6ヶ月から3歳未満の子どもを一定時間、保育施設を利用できる制度の導入により全ての子どもの育ちを支援する。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	へき地保育園児送迎事業	高野町	へき地に居住するこどもが通うための送迎バスの費用。近くにこども園がない事による転出を防ぐ。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	こども医療費無料化	高野町	18歳に達した最初の3月31日まで医療費無料とすることで、子育て世代への負担軽減を図ることで移住定住につなげる。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	障害児通所施設送迎支援事業	高野町	療育を必要とする児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所に通所する場合に、通所に係る費用を助成する。子どもの多様性に応じた支援体制を整備すると共に、対象事業所が町内にない事による転出を防ぐ。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	子育て支援センター運営事業	高野町	子育て中の親子が交流し、気軽に相談できる環境を整備し、情報提供をすることで多様化する保育ニーズに応えることができる。子育ての不安解消することにつながる。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（児童・高齢者・障害者福祉）	地域食堂（子ども食堂）運営支援事業	高野町	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、食事を共にすることを通じて地域のつながりを育む取組を支援する。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	シルバー人材センター運営事業	高野町	高齢者の働く場を提供することで、いつまでも元気に健康寿命を延ばすことにつながることを期待される。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	生活支援体制整備事業	高野町	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の支え合い活動の立ち上げやネットワークづくりを進める他、サロンやお助け隊等住民主体の生活支援体制の充実を図る。
	(8)過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	福祉有償運送事業	高野町	高齢者や障害のある方など、公共交通機関を単独で利用することが困難な方に対し、社会福祉法人やNPO法人などが自家用車を用いて行う運送サービスを提供し、地域における交通手段

				を補うと共に福祉の向上を図る。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業（その他）	医療サポート連携事業	高野町	医師不足解消のため様々な診療科の応援医師を派遣していただくことで町民の安心安全につながる。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	児童生徒短期海外派遣及び国際交流事業	高野町	英語教育の成果を実際の場面で活用し、国際的な視野やコミュニケーション力を育む機会として必要であり、異文化体験を通じて学習意欲の向上や地域への還元が期待される。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	ICT活用推進及び教員研修事業	高野町	整備済みのICT機器を有効活用するための指導体制強化が必要であり、教員の活用力向上により、個別最適な学びの実現や小規模校における教育の質向上が見込まれる。
	(4)過疎地域持続的発展特別事業（義務教育）	地域社会教育推進事業	高野町	地域住民の学習機会や交流の場の確保が課題となる中、多様な社会教育プログラムを実施することで、住民の社会参加を促進し、地域コミュニティの維持と活性化を図る。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業（集落整備）	生活に必要な集落維持活動支援員派遣事業	高野町	高齢化により水源の管理が困難になってきている住民に代わり生活用水の確保に向けた水源地の管理を行い住民の負担を減らし、災害時に水の供給が止まってしまう原因である詰まりや破損等の予防を行う。
	(2)過疎地域持続的発展特別事業（集落整備）	地域おこし協力隊事業	高野町	人口減少・少子高齢化等の進行が著しい地域に、地域活動の担い手不足の解消、地域の活力づくりのため人材を派遣し、地域活性化事業を支援する。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業（地域文化振興）	未指定文化財調査事業	高野町	文化財の把握が不十分であることが課題であり、文化財の適切な保存と活用を図るため、未指定文化財を対象とした基礎的調査が必要である。
12 その他地域の持続的発展に関する必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	地籍調査事業	高野町	遊休農地の活用や空き家の活用、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備などを進めるため、土地所有の境界を明らかにするための調査。

